

新旧対照表

○移動等円滑化評価会議北陸信越分科会運営規則の改正について

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p data-bbox="315 440 990 475">移動等円滑化評価会議北陸信越分科会運営規則</p> <p data-bbox="853 539 1104 571"><u>令和元年6月27日</u></p> <p data-bbox="573 587 1104 619"><u>移動等円滑化評価会議北陸信越分科会決定</u></p> <p data-bbox="221 683 309 715">(趣旨)</p> <p data-bbox="203 730 1104 954">第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第四条第一項及び第五十二条の四の規定に基づく移動等円滑化評価会議北陸信越分科会（以下「分科会」という。）の議事の手続きその他分科会の運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。</p> <p data-bbox="203 1018 443 1050"><u>第二条（削除）</u></p> <p data-bbox="221 1358 405 1390"><u>（会議の招集）</u></p>	<p data-bbox="1245 440 1919 475">移動等円滑化評価会議北陸信越分科会運営規則</p> <p data-bbox="1146 683 1234 715">(趣旨)</p> <p data-bbox="1128 730 2031 954">第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第四条第一項及び第五十二条の四の規定に基づく移動等円滑化評価会議北陸信越分科会（以下「分科会」という。）の議事の手続きその他分科会の運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。</p> <p data-bbox="1146 1018 1341 1050"><u>（委員・座長）</u></p> <p data-bbox="1128 1066 2031 1246"><u>第二条 分科会は、北陸信越地域（新潟県、長野県、富山県、石川県）における移動等円滑化に関する知見を有する有識者、高齢者、障害者等、施設設置管理者、地方公共団体及び関係行政機関等で構成する。</u></p> <p data-bbox="1128 1262 1957 1294"><u>2 分科会には、座長を置き、委員の互選により決定する。</u></p> <p data-bbox="1146 1358 1234 1390"><u>（運営）</u></p>

第二条 分科会は、分科会長が招集する。

2 分科会長は、分科会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を、分科会の委員及び当該議事に関係のある臨時委員（以下「委員等」という。）に通知するものとする。

3及び4 （削除）

（書面による議事）

第三条 分科会長は、やむを得ない事由により分科会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徴し、分科会の開催に代えることができる。

（議長）

第四条 分科会長は、議長として分科会の議事を整理する。

（委員等以外の者の出席）

第五条 分科会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、分科会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（議事録等）

第六条 分科会の議事については、議事録を作成するものとする。

第三条 分科会は、座長が招集する。

2 座長は、分科会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を委員に通知するものとする。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、分科会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

4 座長は、議長として分科会の議事を整理する。

（書面による議事）

第四条 座長は、やむを得ない事由により分科会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、分科会の開催に代えることができる。

（新設）

（新設）

（議事録等）

第五条 分科会の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、議事録を非公開とすることができる。
- 3 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利害を害するおそれがあるときは、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、分科会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

附 則 (令和元年6月27日制定)

この規則は、令和元年6月27日から施行する。

附 則 (令和2年7月21日改正)

この規則は、令和2年7月21日から施行する。

附 則 (令和3年8月31日改正)

この規則は、令和3年8月31日から施行する。

附 則 (令和5年 月 日改正)

- 2 議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、議事録を非公開とすることができる。
- 3 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利害を害するおそれがあるときは、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、分科会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、座長が分科会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和元年6月27日から施行する。

令和2年7月21日改正

この規則は、令和5年 月 日から施行する。